

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり 公共的施設整備費補助金をご利用ください

宇都宮市では、高齢者、障がい者等をはじめとする多くの市民の皆さんが利用する建築物を安全かつ円滑に利用できるよう、事業者の皆さんがバリアフリーに配慮した建物を整備する際の費用の一部を補助し、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの推進を図ります。

補助対象者

次の2つの条件に該当する事業者の方です。

- ①本市の区域内において下表に該当する公共的施設の新設又は改修を行う方
- ②市民税、固定資産税その他の市税を滞納していない方

※ただし、国・県・市の制度(当補助制度以外)により補助金等の交付を受けて公共的施設の新設又は改修を行う方は除きます。



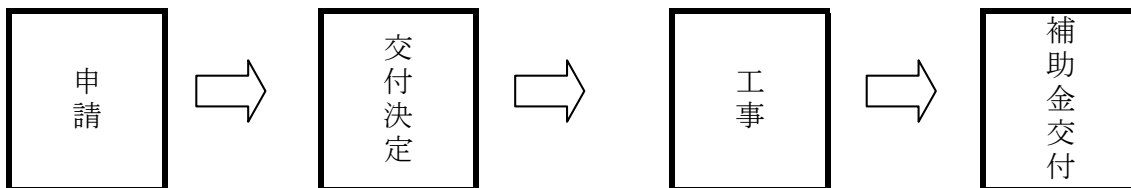
補助対象施設

1 病院又は診療所	13 理容所、美容所、クリーニング店その他これらに類するサービス業を営む店舗
2 劇場、観覧場、映画館又は演劇場	14 銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗
3 集会場又は公会堂	15 公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
4 展示場	16 一般公共の用に供される自動車車庫
5 薬局	17 ガス事業、電気事業、電気通信事業の営業所その他これらに類する公益上必要な建築物
6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	18 学校
7 ホテル又は旅館	19 工場
8 老人福祉施設等の社会福祉施設	20 事務所
9 体育施設、ホーリング場又は遊技場その他これらに類する施設	21 共同住宅
10 博物館、美術館又は図書館	22 火葬場
11 公衆浴場	23 冠婚葬祭施設
12 飲食店	24 表中、1～23までのそれぞれの施設の用途のうち、2以上の異なる用途に供する施設(複合用途建築物)

補助事業の進め方

施設の工事に着手する前に協議・申請が必要となります。着工後の申請は受付できません。

福祉のまちづくり条例に基づく事前協議の窓口(建築指導課)とは、手続窓口が異なりますので、ご注意ください(補助金に係る申請・相談窓口は保健福祉総務課です)。



※必ず工事着手前に申請して下さい!



補助金に関するお問い合わせ・手続窓口は…
宇都宮市役所 保健福祉総務課 企画グループ
 TEL 028-632-2919
 FAX 028-639-8825